

社会福祉学部

〔国家試験受験資格〕

◎社会福祉士課程

本学に設置されている「社会福祉士」課程は、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和 62 年 5 月 26 日、法律第 30 号)に基づき、社会福祉に関する科目を設置し、「社会福祉士試験」の受験資格を取得するためのものである。

1.「社会福祉士」の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者、又は医師その他の保健医療サービスを提供する者、その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと(相談援助)を業とする者をいう(法第 2 条)。

2.「社会福祉士」の受験資格

「社会福祉士」の受験資格を得るためには、社会福祉学科の専門科目のうち、厚生労働大臣の定める社会福祉士指定科目(注 1)を履修し、卒業しなければならない(法第 7 条第 1 号、表 1 参照)。本学の場合、社会福祉学科の通常のカリキュラムを履修していけば、社会福祉士受験資格が取得できるので、可能な限り取得に励みたい。

なお、本学において資格課程の「基礎科目」(注 2 表 1 のなかの◎印)のみを履修した場合、卒業後に社会福祉士短期養成施設(6 ヶ月以上)で必要な単位を修得することによって受験資格を得る方法もある。

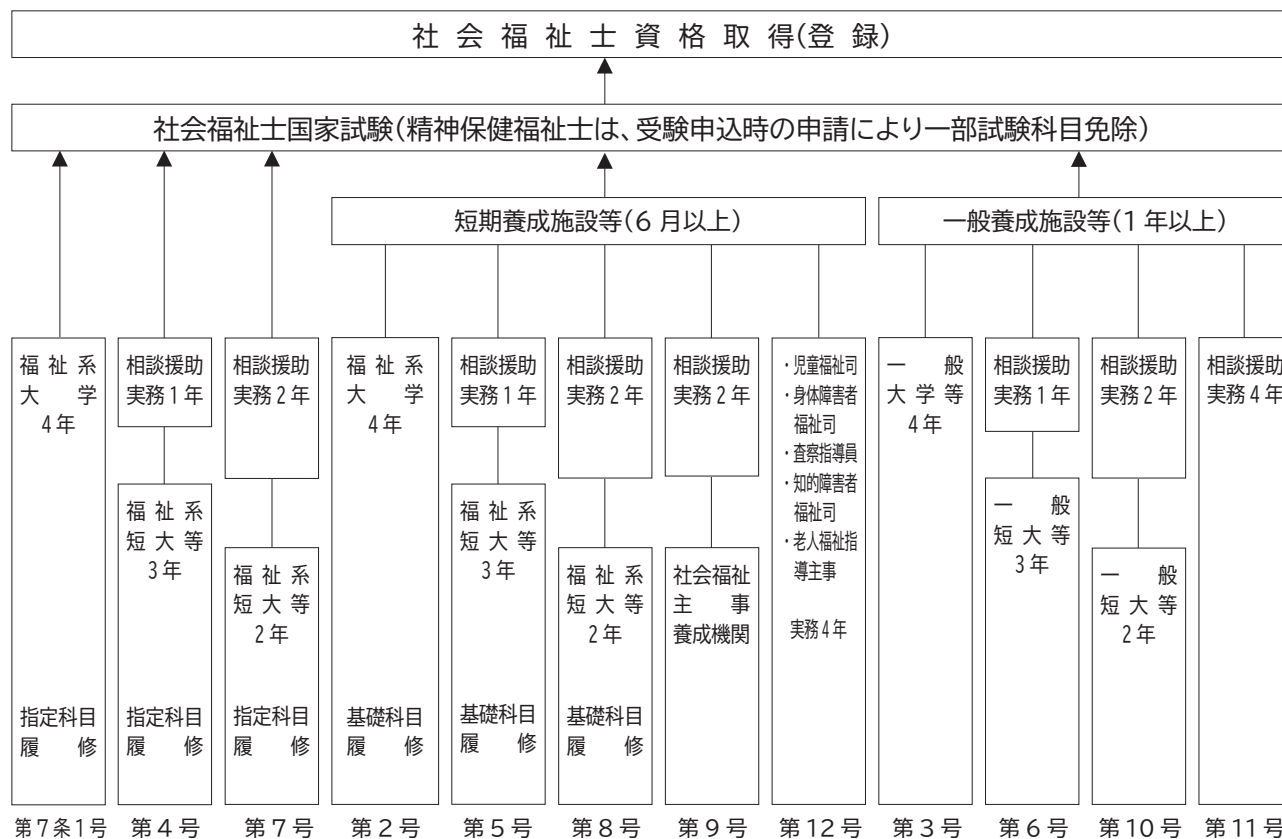
3.「社会福祉士」の資格と試験

社会福祉士の資格を取得するためには、毎年 1 回以上、厚生労働大臣が行う「社会福祉士試験」に合格しなければならない。(法第 4 条、6 条)

4. 社会福祉士の養成課程

社会福祉士の国家試験を受験するためには、次に示すような養成課程がある。

※本学は、以下の第 7 条 1 号に該当している。



6. 参考条文

- ① 学校教育法(昭和 22 年、法律 26 号)に基づく大学(短期大学を除く)において、文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者。(法第 7 条第 1 号)
- ② 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者……であって、……厚生労働大臣の指定した養成施設(社会福祉士短期養成施設)において 6 ヶ月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者。(法第 7 条第 2 号)

2023 年度生

(表 1)社会福祉士指定科目と本学開講科目の対応表

社会福祉士指定科目 (注 1)	本学開講科目	単位	履修 要件	取得 年次
◎医学概論	人体の構造と機能及び疾病	2	必修	1～
◎心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	2	必修	1～
◎社会学と社会システム	社会学と社会システム	2	必修	1～
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	必修	2～
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2	必修	2～
◎社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	必修	1～
◎ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	必修	1～
◎ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	必修	1～
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	必修	2～
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	必修	2～
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2	必修	3～
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2	必修	3～
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	必修	2～
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	必修	2～
◎福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2	必修	3～
◎社会保障	社会保障Ⅰ	2	必修	3～
	社会保障Ⅱ	2	必修	3～
◎高齢者福祉	高齢者福祉	2	必修	1～
◎障害者福祉	障害者福祉	2	必修	1～
◎児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	2	必修	1～
◎貧困に対する支援	貧困に対する支援	2	必修	2～
◎保健医療と福祉	保健医療と福祉	2	必修	3～
◎権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	必修	3～
◎刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	必修	3～
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1	必修	2～
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1	必修	2～
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1	必修	3～
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	1	必修	3～
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	1	必修	3～
	ソーシャルワーク演習Ⅵ	1	必修	3～
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	必修	2～
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	必修	3～
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	必修	3～
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	1	必修	2～
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4	必修	3～

◎印は基礎科目(注 2)

(注 1)平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号

(注 2) 同上

2023 年度生

「ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「ソーシャルワーク演習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、の履修要件

1. 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」、「ソーシャルワーク演習Ⅱ」

これらの科目は、社会福祉士受験資格を得るための必修科目(2年次後期に履修する科目)であり、下記(1)、(2)の履修状況にある学生が履修できる。

ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。また、特別な事情がある場合は、事前に社会福祉演習・実習室に申し出て、ソーシャルワーク実習担当教員と相談すること。

(1) 2年次前期終了時に次の科目の単位を修得済みであること。

社会福祉の考え方	
福祉の仕事	
人間と社会の理解	
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	
ソーシャルワーク演習Ⅰ	
人体の構造と機能及び疾病	うち4科目以上
社会福祉の原理と政策Ⅰ	
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	
高齢者福祉	
障害者福祉	
児童・家庭福祉	

(2) 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」に関する誓約書等指定された書類が提出済みであること。

2. 「ソーシャルワーク実習Ⅱ」、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ・Ⅲ」、「ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」

これらの科目は、社会福祉士受験資格を得るための必修科目(3年次に履修する科目)であり、下記(1)、(2)、(3)、(4)の履修状況にある学生が履修できる。ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。

なお、以下の要件を満たした者であっても、実習・演習に関連する科目(「ソーシャルワーク実習Ⅰ」、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」、「ソーシャルワーク演習Ⅱ」等)における遅刻や誓約書等指定された書類の未提出をはじめとして、呼び出しに応じない等、実習を行うにあたって基本的な態度に課題があると判断された者は、実習を認めない。

(1) 2年次終了時に次の科目を修得済みであること。

ソーシャルワーク演習Ⅱ
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ

- (2) 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の配属実習を終了していること。
- (3) 「ソーシャルワーク実習Ⅱ」に関する誓約書等指定された書類が提出済みであること。
- (4) 3年次に次の科目を履修すること。

ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ

※その他、社会福祉士国家試験受験資格を取得するための指定科目を履修しておく必要がある。

3. 社会福祉士実習・演習科目および関連科目に関する履修体系図

第1セメスター(1年次前期)・第2セメスター(1年次後期)

社会福祉の考え方	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ
福祉の仕事	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ
人間と社会の理解	

第3セメスター(2年次前期)

ソーシャルワーク演習Ⅰ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ
-------------	-----------------

第4セメスター(2年次後期)

ソーシャルワーク演習Ⅱ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	ソーシャルワーク実習Ⅰ

第5セメスター(3年次前期)

ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	ソーシャルワーク実習Ⅱ

第6セメスター(3年次後期)

ソーシャルワーク演習Ⅴ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	

※「～Ⅰ・Ⅱ」の科目は、段階制のため「～Ⅰ」の単位が修得できなければ受講できない。

※「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」を履修するためには、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ」の単位が修得済であることが要件となる。ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。

※「ソーシャルワーク実習Ⅰ」は2年次春季休業期間に行う。

※「ソーシャルワーク実習Ⅱ」は3年次夏季休業期間に行う。